

武雄市防災情報システム構築業務公募型プロポーザルに関する質問書に対する回答

平成29年12月19日公表

1. 特記仕様書 p.2 「4.ハードウェア機器」

ハードウェア機器の調達は、本業務に含まれておりますでしょうか。

含まれている場合、想定されている範囲で機器構成をご開示いただけますでしょうか。

A. 本業務で使用するハードウェア調達も含まれます。

機器については新庁舎サーバ室に設置する 19 インチラック(42U)1 架内に収容するよう想定しています。機器の仕様・構成も含めてご提案くださいますようお願いいたします。

2. 実施要領 p.1 「2.業務の概要」

運用期間が記載されていますが、運用保守要件は、どのようなものでしょうか。

A. 本業務で調達した機器及び情報システムの保守管理、運用サポートなどを想定しており、防災情報システムであるため、24時間365日の保守要件となります。

なお、市と納入事業者様との連絡は、原則電話で行うものとします。

3. 実施要領 p.1 「2.業務の概要」

運用期間が記載されていますが、運用保守費は、本業務の予算の中に含まれているのでしょうか。

含まれていないのであれば、現在の想定をご開示いただけますでしょうか。

A. 運用保守費については本業務に含めません。なお、本業務における調達において運用保守費の一部（機器保証、ライセンス利用料等）を含むことは差し支えありません。

4. 特記仕様書 p.2 「2.(3)職員安否確認・登庁要請システム」

「職員安否確認・登庁要請システム」では、参集要請メール、全職員へ安否確認メールを送付することになっておりますが、対象者への送信漏れが発生した場合、どのようなペナルティーになるのでしょうか。

A. メール送信がシステムの瑕疵に起因するものであれば、システムの改修を納入事業者様負担により実施していただくことになると考えております。また、当市におけるメールアドレスの登録誤り、受信者側による受信拒否など、システムに瑕疵が無い場合においては、納入事業者様にペナルティーは課さないことと考えております。いずれにしろ、年に数回の防災訓練を兼ねた送信テストを実施する予定ですので、その段階で送信漏れが発生した場合、その原因調査、必要な対応については当市と納入事業者様が協力して事態の対処にあたることを想定しております。

5. 特記仕様書 p.2 「3.システム運用環境」

「バックアップ又は可用性確保に必要な場合に一部のシステムをクラウド上で運用することも可能とする」とあります。

一部のシステムとは4つのサブシステムのうち、どのサブシステムが該当するでしょうか。

また、クラウド上で運用するサブシステムについては、新庁舎内サーバ室へのサーバ設置は行わないでもよろしいのでしょうか。

- A. クラウド上で運用すべき「一部のシステム」について、どのサブシステムとするかは指定しません。しかし、全部又は大部分のシステムをクラウド上で運用することは認められません。その上で、一部のシステムについてのサーバをクラウド上にのみ構築することは可能です。

6. 特記仕様書 p.2 「3.システム運用環境」

「庁内 LAN、およびインターネット回線からのアクセスを可能とすること」とあります。

4つのサブシステムの各々について、庁内 LAN、およびインターネット回線を含むネットワーク構成をご教示いただけますでしょうか。

また、インターネット回線からのアクセスに伴うセキュリティ対策として、本業務で対応が必要な事項があればその要件をご開示いただけますでしょうか。

- A. インターネット及び庁内 LAN の構成情報については、秘密保持誓約書をご提出いただいた事業者様にご提示いたします。